

平成29年度 第1回船橋市防災会議会議録

日時：平成29年7月21日（金）午後1時30分～2時30分

場所：市役所9階 第1会議室

○事務局（危機管理課 課長補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度船橋市防災会議を開催いたします。

本日の会議は、定数45人中38人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸 徹船橋市長より、ご挨拶を申しあげます。

○会長挨拶（市長）

本日は、大変お忙しい中、また暑い中、防災会議にご出席をいただき本当にありがとうございます。

そして、日頃から皆様方には、防災関係はもとより、市政運営に対する様々な分野におきまして、ご協力、ご支援を賜っておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

昨年の熊本地震に続いて、今年もまた、7月に九州北部豪雨が起こり、36名の方がお亡くなりになりました。今なお行方不明の方もいらっしゃるということで、現地のニュース等映像で見えておりますと、本当に大変な状況が続いております。同じ行政に関わる者としては一日も早い復興、そしてまた、亡くなられた方へのご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

そして、地震に関して申し上げますと、昨年の熊本地震以降も大きな地震が各地で発生をしております。

そういったなか、昨年5月に千葉県が公表した地震被害想定では、北部直下地震は30年以内に70%以上の確率で起きる、そしてまた、最大震度も6強を超えるということを目測をしております。船橋市の被害想定も従来のもよりも大きな目測がされているものでございます。そういったなかで、昨年の熊本地震の際も、物資の配送ルートや避難所のあり方等について新たな課題も浮き彫りになってきております。これらにいかに対応していくかが、これからの船橋市にとっても、非常に大きな課題になってきております。

今回の防災訓練の中では、これまでの経験に照らし合わせて、工夫を凝らしておりますが、どうか本日の会議におきましても、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただき、より災害に強い船橋市をつくるためにお力添えをいただければという風に思っております。

船橋市は、人口も63万人を超えるなど、新たにお住まいになる方も非常に多くなってきております。日頃の連携をいかに取っていくかが大事になりますので、引き続き委員の皆様には、様々な分野での連携を含めてお力添え賜りますよう、心からお願いを申し上げて挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○事務局（危機管理課 課長補佐）

（はじめに、事務局より、異動等に伴う新委員の紹介と配布資料の確認を行いました。）

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。船橋市防災会議運営要領第2条第1項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長に議事の進行をお願い致します。それでは市長お願いします。

○議長（市長）

これより議事に入ります。本日の議題は、諮問事項1件、報告事項1件でございます。

はじめに、諮問事項の議案第1号「平成29年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」事務局より説明願います。

○事務局（危機管理課 課長）

お手元の議案第1号「平成29年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」をご覧ください。

こちらは、市が実施する総合防災訓練として、災害対策基本法第8条第2項第18号（防災上必要な教育及び訓練に関する事項）の規定及び船橋市地域防災計画におきまして、船橋市総合防災訓練実施要綱を定めて実施するとしておりますことから、本日も審議をお願いするものでございます。

まず、1.今年度の総合防災訓練の目的といたしまして、災害対策基本法及び船橋市地域防災計画に基づき、市及び防災関係機関が市民と一体となって、大地震発生を想定した内容のもと、応急対策等、防災活動が迅速かつ的確、総合的に対応できるよう図り、災害に強いまちづくり及び行動力をもった人づくりを目的に訓練を実施するものでございます。

次に、2.今年度の実施方針といたしましては、「地域住民の協働」をテーマに掲げ、市民が主体となって行政や防災関係機関等との連携・協働を図り、「たゆまぬ訓練」を合言葉に発災対応型訓練、津波避難訓練及び予知対応型訓練を実施いたします。

次に、3.訓練想定でございます。平成29年8月27日（日曜日）午前9時に、千葉県北西部を震源とする地震が発生。地震の規模はマグニチュード7.3と推定し、市内でも最大震度6強を観測したという想定です。地震により、住家や道路などに甚大な被害がもたらされ、ライフラインの機能が失われている。また、死者、負傷者等が多数発生しており、市街地を中心に多数の火災も発生しているという想定です。

次に、4.訓練内容でございます。

まず、（1）発災対応型訓練についてでございます。避難所運営訓練では、市民主体の体制を図るとともに、災害で負傷した人や火災に遭遇したことを想定した応急救護や初期消火訓練などを実施いたします。

また、市内の小中学校からメイン会場5校を定め、応急救護所の訓練とメイン会場ごとに特色のある訓練を取り入れ実施いたします。

（2）予知対応型訓練について、災害時の情報収集伝達手段である防災MCA無線により、本市と防災関係機関との情報伝達訓練を実施いたします。

次に、5.訓練実施日でございます。

発災対応型訓練については、8月27日（日曜日）午前9時から12時までといたします。

予知対応型訓練については、9月1日（金曜日）午前9時から10時までといたします。

次に、6. 訓練会場でございます。

訓練会場は、メイン会場を含む、市内全54小学校と27中学校及び船橋特別支援学校高根台校舎となります。

メイン会場につきましては、東部地区は高郷小学校、一般訓練に加え、急傾斜地土砂災害避難訓練を行います。西部地区は小栗原小学校、同じく一般訓練に加え、給水訓練を行います。南部地区は湊町小学校、一般訓練に加え、津波避難訓練を行います。北部地区は八木が谷小学校、一般訓練に加え、障害福祉団体等との避難所運営訓練を行います。中部地区は高根東小学校、一般訓練に加え、ペット同行避難訓練を行います。

次に、7. 訓練体系でございます。

ここでお示ししております「(1) 発災対応型訓練と応急対策訓練」につきましては、市と市民、関係機関が連携して実施するものであり、「(2) 予知対応型訓練」は各関係機関との情報伝達を主として実施するものでございます。

次に、8. 発災対応型訓練の実施項目でございます。

各訓練実施項目についてですが、

(1) いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）につきましては、今年で4回目の実施となります。参加表明をいただいた機関の参加者が、事業所や自宅など午前9時に居合わせたそれぞれの場所で、訓練開始のサイレンを合図に、約1分間、姿勢を低くし、頭を守り、揺れが収まるまでじっとするなど、身を守る3つの安全行動を行う訓練です。昨年度は、約17万8千人の皆さまにご参加をいただきました。今年度、7月20日現在で15万3千人の登録をいただいております。

本日、今年度のシェイクアウト訓練のチラシを資料の中に付けております。ご覧いただき、各機関におかれましては、訓練への積極的な参加表明と登録をご協力願います。

なお、今年度はいっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）の後に、ドアや窓を開けて逃げ道を確保する、靴を履き非常用持出袋等を手近に用意するなど「地震発生時の行動確認」を新たに付け加えております。

(2) 要配慮者安否確認訓練については、要配慮者の支援者（町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員等）が、「安心登録カード登録者名簿」などを活用して、要配慮者本人や家族を直接訪問して安否確認を行うものでございます。この訓練は、選択式訓練として実施をさせていただきます。

(3) 避難誘導訓練につきましては、先ほども触れさせていただきましたが、メイン会場の高郷小学校では急傾斜地・土砂災害を想定した避難、湊町小学校では津波を想定した避難を実施いたします。いずれも各地域で定められた経路を確認しながら、避難訓練を実施してまいります。

(4) 無線通信訓練につきましては、医療関係機関や防災関係機関、各避難所との災害時の情報収集を含めた、防災MCA無線を使用した通信訓練を実施いたします。

(5) 学校での各種基本訓練につきましては、「訓練Ⅰ・訓練Ⅱ」として、それぞれの訓練に町会・自治会、消防職団員、学校関係職員、市職員が参加し、校庭と体育館等に分かれて訓練を実施いたします。なお、中学校につきましては、生徒も参加いたします。

また、今年度の新たな訓練といたしまして、マンホールトイレの設置訓練を3校で

実施するほか、耐震性貯水槽を使用した放水訓練を19校で実施いたします。

(6) 応急給水訓練につきましては、メイン会場の小栗原小学校で、防災用井戸を使用したマルチ給水栓組立て及び受水槽からの給水を実施いたします。

(7) 障害福祉団体等との避難所運営訓練につきましては、メイン会場の八木が谷小学校で、要配慮者と避難所運営委員会が協力し避難所での運営、支援を実施いたします。

(8) ペットとの同行避難訓練につきましては、メイン会場の高根東小学校で、ペットを同行しての避難におけるペットの飼育方法などを講話等を通じて説明いたします。

(9) 帰宅困難者対策訓練につきましては、緊急時連絡先一覧表などを活用し、鉄道事業者や帰宅困難者支援施設などと防災MCA無線による情報伝達を実施いたします。

次に、9. 応急対策訓練実施項目でございます。

(1) 災害医療対策本部設置・運営訓練といたしまして、船橋市保健福祉センター2階の大会議室において、医療体制の確立を図るため、医療関係機関等と保健所が一体となった連携訓練を実施いたします。

(2) 応急救護所設置・運営訓練といたしまして、メイン会場5校の保健室等に参集した医師等により、災害初動期のトリアージ訓練や応急処置等を実施いたします。

(3) 応急医療救護体制訓練といたしましては、災害医療協力病院(11病院)と災害拠点病院(船橋市立医療センター)との連携による救護体制の訓練を実施いたします。

(4) 消防局・消防団警防本部設置・運営訓練と(5) 消防局各署隊本部設置・運営訓練につきましては、消防局が中心となって実施してまいります。

次に、10. 予知対応型訓練の概略といたしまして

(1) 訓練日時は、平成29年9月1日(金曜日)午前9時から10時までといたします。

(2) 訓練想定は、「東海地震警戒宣言」の発令を想定し行います。

(3) 訓練内容は、災害時に情報収集を迅速、的確に行うことを目的といたしまして、関係機関及びライフライン各事業所の方々のご協力のもと、危機管理課職員が中心となって、防災MCA無線による通信訓練、予知情報の伝達訓練を実施いたします。

次に11. 訓練時系列総括表でございます。別紙1として作成をしております。只今、様々な訓練についてご説明を申し上げました訓練内容を、時系列にまとめたものでございます。参考にしていただきたいと思います。

次に12. 訓練の中止についてでございます。例えば、台風の接近等により水防体制をとる場合などは中止となります。中止決定につきましては午前7時半とし、防災行政無線やメール配信等で広報いたします。

次に13. 安全管理についてでございます。主に暑さ対策となりますが、訓練参加者には水分補給及び、日陰などを利用し訓練をするなど、訓練担当者が注意喚起を行ってまいります。

次に14. 訓練参加関係機関でございます。(1) 発災対応型訓練、(2) 予知対応型訓練につきましては、記載させていただきました機関の実施となります。

最後に主催、船橋市でございます。以上でございます。

○議 長（市長）

ただ今説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

○船橋市自治会連合協議会（本木委員）

先ほど、シェイクアウト訓練は15万3千人ほど登録をされていると伺いましたけれども、今回、避難誘導訓練、あるいは安否確認訓練に登録された町会数、あるいは参加人数を、今日現在分かる範囲でお聞かせ頂けますか。

○事 務 局（危機管理課 課長）

現在までのところ、今回の訓練参加を表明した町会、自治会数は、518団体で参加人数は7030名という集計が出ております。

○議 長（市長）

他に何かご意見ございますでしょうか。

○船橋市議会（関根委員）

八木が谷小学校で行う避難訓練の中に、避難所運営委員会が関わると提案されておりますが、今、市内全域で避難所運営委員会というのはどれぐらいできているのか、その状況について伺いたいと思います。

○事 務 局（危機管理課 課長）

今のところ、15会場ぐらいで既に取り組みが進んでいるところでございます。この訓練を通じて、新たに避難所運営委員会がつくられることを願って、訓練を実施する目的もでございます。

○船橋市議会（関根委員）

15会場ぐらいということでございますが、全会場の何パーセントぐらいに達しているのか。今後、運営委員会が、避難所の様々な運営の中心になっていくという方向性であるのかを伺いたいと思います。

○事 務 局（危機管理課 課長）

今回、避難所として開設、訓練を行うところが82校でございます。その中で十数カ所私どもの方で確認しているということは、20パーセント程度の設置だと思われまます。各地域におきまして、地区連などが主体となって、各避難所と連携を取りながら、地域において避難所運営委員会をつくることに私達も協力をいたしまして、地元を訪ねたり、訓練会場での指導をしながら、増やしていきたいと考えております。

○議 長（市長）

他に何かご意見ございますでしょうか。

○船橋市赤十字奉仕団（稲葉委員）

今回、九州の方では大変な被害が起きました。市長もごあいさつの中でもお述べになりましたが、たくさんの方が行方不明になられたり、亡くなられたりしてます。と

ころが2、3日前のテレビで放映されたんですが、行方不明になった方々の多い地域を調べたら、避難勧告のサイレンが鳴らなかったという市民の声があったので、調査したら防災行政無線が9カ所壊れていた。全域に避難指示をしたつもりであったけど、無線が壊れていたために、9カ所の地域の方々がそれを聞くことができなかった。防災行政無線は市民にとっては命綱なんですね。市民は皆、無線を頼りにしてる訳ですから、それが鳴らなかったから、まだ避難をしなくてもいいと思っていたたくさんの方々が亡くなってしまわれたわけです。それでその結果調べたら、9カ所壊れていて防災無線が鳴らなかった。それでは後の祭りです。船橋市では、防災行政無線は何カ所ぐらい持っていて、補修とか保全をどのようになさってるのか。用意していても壊れてたら何もならないし、それは非常に市民にとっては大切な命綱だったんですね。九州北部豪雨を反省として、お伺いしたいと思います。

○事務局（危機管理課 課長）

船橋市内には防災行政無線172基を設置し、運用してございます。毎日チャイムを鳴らさせていただいているのですが、その他にも毎日6回ほど電波を飛ばしまして、正常に機能しているかチェックしております。また、年間を通じて専門業者による保守点検整備も行っております。本日も172基は正常に稼働していることを確認しております。

○議長（市長）

他にございませんでしょうか。ないようでございますので、平成29年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）についての採決に移ります。

それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、本案は承認されました。

あらためて、委員の皆様方をお願い申し上げたいのが、シェイクアウト訓練についてでございます。一人でも多くの方の参加表明をしていただくことが、防災意識を高めるうえで非常に大きな力になりますので、関係機関の皆様には是非、関係各所の方々にお声掛けをいただければと思います。

次に、報告事項に移ります。報告事項について、事務局より説明願います。

○事務局（危機管理課 課長）

報告事項、平成29年度船橋市の主な事業内容についてでございます。

お手元の、資料1.報告事項「船橋市の主な事業内容について（29年度）」をご覧ください。

こちらは、船橋市の今年度の防災に関する主な事業内容をまとめたものでございます。それでは、主な事業内容についてご報告いたします。

まず、防災アセスメント調査及び地区別防災カルテの改定でございます。

平成28年5月に発表された新たな千葉県地震被害想定では、本市においても甚大な被害が想定されております。これに伴い、平成29・30年度の2か年で、平成22年度に作成した防災アセスメント調査を改めて実施いたします。地区別防災カルテについても改定をいたします。

次に、災害時協力井戸ステッカーの作成等になります。

災害時協力井戸の使用に関する協定を、千葉県中古自動車販売商工組合船橋支部と締結いたします。この協定は、災害時に各事業所が配置している井戸を生活用水として避難者などに提供するものであり、市民に対し周知するため、店舗掲示用のステッカー等を作成し、井戸水の水質検査も実施いたします。

次に、備蓄品の整備になります。

各小・中学校や備蓄倉庫の備蓄品の期限更新を行うほか、携帯トイレやアルミマットなどの配置を拡充してまいります。

次に、防災行政無線の整備になります。

災害時の情報伝達に利用いたします防災行政無線のデジタル化を、平成31年度までに計画的に進めるほか、防災行政無線の聞き取りにくい市内4か所（三山8丁目、神保町、旭町4丁目、5丁目）に、新たに放送設備を設置いたします。

次に、ヘリサインの整備になります。

発災初動期におけるヘリコプターの機動力を活かした活動は、人命救助に直結するものであり、そのヘリコプターへの支援として、ヘリサインを設置いたします。

今年度は、小・中学校の施設を中心に設置できる場所の調査・選定を行い、5施設の整備を行ってまいります。現在、市内の設置済み施設は24施設となっております。

次に、排水栓を活用した初期消火機材の貸与になります。

排水栓は、千葉県水道局が水道管の水質維持などを目的に設置した水道設備になります。地域防災力の充実・強化のため、自主防災組織に対しまして、この排水栓を活用した初期消火活動に必要な資機材の貸与を無償で行ってまいります。

次に、防災士の取得、災害救援ボランティア講座の受講費の補助になります。

地域での防災活動を担うリーダー的な人材を育て、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織を結成した町会・自治会等から推薦のあった方を対象に、防災士資格の取得費や災害救援ボランティア講座の受講料を補助いたします。

次に、津波避難誘導看板の設置になります。

平成26年度に策定した津波避難計画に基づき、津波避難施設等への誘導表示の整備を行ってまいります。今年度は引き続き、浸水予想地域内に25基の整備を行ってまいります。

最後に、災害時における市民協力の推進になります。

大規模な災害の発生直後、市職員や医療関係者の対応等による支援体制が整うまでの間、地域住民の協力が不可欠となります。地域住民を対象とした、地域医療関係者により災害医療の普及、啓発などの研修を行ってまいります。以上が今年度の防災に関する主な事業となります。

続きまして、国民保護関連につきましてご説明をさせていただきます。

まず、弾道ミサイル落下時の行動についてでございます。昨今の北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射に伴い、国が4月21日に各都道府県の危機管理担当者を集め、説明会を行ったところでございます。

これを受け、千葉県から、弾道ミサイル落下時の行動について市民の方の理解が進むよう、協力依頼がございました。

このことから本市では、弾道ミサイル落下時の行動について、5月15日号の広報ふなばしや市のホームページに掲載をしたところでございます。

また、5月15日付けにて、国民保護協議会委員の皆様へ別添資料「弾道ミサイル落下時の行動について」を送付し、周知をお願いするとともに、自治会連合協議会の防災部会や、町会・自治会等の防災訓練、防災講話などで説明をし、市民の方の理

解が進むよう、周知をしております。

また、市職員に対しましては、各部長、所属長宛にミサイル発射情報の提供や、情報収集・伝達体制の徹底などを通知し、周知しております。

このような対応につきましては、国民保護法に基づき行っております。

国民保護法は正式に申しますと「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府（国）が定める「基本方針」、地方公共団体（県・市）が作成する「国民保護計画」について規定をしたものでございます。

平成16年の国民保護法の施行に伴い、平成17年に国が「基本指針」を示し、平成19年1月に「船橋市国民保護計画」を策定し、国・県・市が関連機関と連携・協力して市民の避難や救援を行うことができるように定めたものでございます。

武力攻撃等に対し、市は国が発する警報の伝達、避難誘導及び救援を実施し、市民の生命、身体及び財産を保護し被害を最小にすることを目的としております。

この計画には国民保護措置について訓練の実施が示されております。本市ではテロ災害等を想定した訓練を消防局が中心となり、これまでに船橋アリーナ、中山競馬場、東葉高速鉄道の駅などを舞台に危険物の排除や救出・救助訓練などを警察署など関係機関と共に実施をしております。

今後も、国・県の動向を注視いたしまして、様々な機会を捉え、市民の皆様へ情報提供をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市長）

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（挙手なし）

よろしいでしょうか。ないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局へ戻します。

○事務局（危機管理課 課長補佐）

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして船橋市防災会議を終了いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございました。

これをもちまして散会いたします。